

令和6年度第1回
新城市都市計画審議会
議事録

- 1 開催日時 令和6年12月25日(水) 午後2時55分から
- 2 開催場所 新城市役所東庁舎 東庁舎会議室2
- 3 出席委員 下表のとおり
- 4 議事 第1号議案「第2次新城市都市計画マスタープランの一部改定について」
- 5 報告事項 1) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の見直しについて
追加) 市街化調整区域における地区計画ガイドラインの見直しについて

役職	氏名	出欠
愛知大学 教授	戸田 敏行	出席
新城市社会福祉協議会 会長	前澤 このみ	出席
新城市商工会 副会長	加藤 栄志	出席
新城市農業委員会 会長	河合 勝正	出席
新城市議会議員	竹下 修平	出席
新城市議会議員	鈴木 長良	出席
新城市議会議員	丸山 隆弘	出席
愛知県新城設楽農林水産事務所 所長	鈴木 伸彦	出席
愛知県新城設楽建設事務所 所長	佐藤 公康	出席
愛知県新城警察署 署長	小澤 一久	出席

司会（都市計画課 参事 金田浩司）

みなさんお揃いになりましたので始めさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課参事の金田と申します。よろしくお願いいたします。それでは審議会の開催に先立ちまして事務局を代表し、建設部長鈴木よりご挨拶を申し上げます。

事務局（建設部長 鈴木金也）

建設部長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。本来であれば市長がご挨拶をさせていただくのが本意でございますが、本日、日程の調整がつかせませんでしたので、大変恐縮ではございますが私からご挨拶させていただきます。皆様には、年末のご多忙の中を第1回新城市都市

計画審議会にご出席を頂き誠にありがとうございます。また、このたびの本審議会委員の就任につきまして快くお引き受けいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、本市では平成31年4月に第2次新城市総合計画を作成しました。また、令和2年3月には第2次新城市都市計画マスタープランを策定したところでございます。人口減少が進む中、両計画で掲げております本市の目指すコンパクト+ネットワークによる持続可能なまちづくりを実現するために新城市の都市計画として様々な施策を積極的に取り組んで行くこと重要だと考えております。本審議会につきましては、都市計画法に基づき、新城市都市計画審議会条例により設置させていただいた附属機関でございまして、そうした施策を実行する上で都市計画決定など本市のまちづくりの方向性を決める重要な事柄についてご審議をお願いすることとなります。2年間の任期とはなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、1件の議案の審議と報告事項1件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 参事 金田浩司）

ありがとうございました。それでは、令和5年12月1日の都市計画審議会委員の委嘱から本日が初めての審議会となりますので、会の開催前に委嘱状の交付を行なわせていただきます。本来であればお一人ずつお渡しするのが本意ですが、時間の制約もありますので、お名前を紹介した後、代表の方にお渡しさせていただきますので、ご了承ください。また、委員名簿につきましては本日お配りした資料にありますので、併せてご覧ください。それではお名前の紹介をさせていただきます。新城市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員として、愛知大学教授 戸田敏行様。新城市社会福祉協議会会長 前澤このみ様。新城市商工会副会長 加藤栄志様。新城市農業委員会会長 河合勝正様。次に条例第3条第2項第2号委員として、新城市議会議員 竹下修平様。同じく鈴木長良様。同じく丸山隆弘様。最後に条例第3条第2項第3号委員として、愛知県新城設楽農林水産事務所所長 鈴木伸彦様。愛知県新城設楽建設事務所所長 佐藤公康様。愛知県新城警察署署長 小澤一久様。以上10名を代表しまして、戸田敏行様にお渡しさせていただきます。戸田様、正面中央にお願いいたします。

【委嘱状交付】

ありがとうございました。皆様への委嘱状につきましては机の上にお配りさせていただいておりますので、ご確認ください。誤字等ありましたら、大変申し訳ありませんが、お申し出ください。

それでは、審議会を始める前に、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては先日郵送させていただいたものになりますが、次第、議案一覧、ホッチキス止めされた資料1、資料2の4点、本日机に配布させていただきました、委員名簿、新城市都市計画審議会条例、同運営要綱、同傍聴要綱の4点の合計8点になります。お持ちでない方が見えたらお渡しさせていただきますが、よろしかったでしょうか。本日の都市計画審議会は、委員10名、皆様にご出席いただいておりますので、新城市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立することを報告させていただきます。

それではただいまから、令和6年度第1回新城市都市計画審議会を開催いたします。都市計画

審議会につきましては、新城市都市計画審議会運営要綱第5条にありますとおり原則として公開となっております。本審議会につきましても、非公開とすべき事由のないかぎり公開とさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より都市計画審議会の組織説明をさせていただき、次第1の会長の選出、会長職務代理者及び議事録署名者の指名を行ってまいります。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

都市計画課副課長の梅岡です。よろしくお願いいたします。それでは始めに組織の説明をさせていただきます。皆様方に委員をお勤めいただきます都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき設置されており、組織及び運営について必要な事項は新城市都市計画審議会条例及び新城市都市計画審議会運営要綱により定めております。条例第3条では、委員の数を15人以内で組織すると定めており、委員構成についても、学識経験を有する者、市議会の議員、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民と定めております。委員の任期は2年と定めおり、皆様方の任期につきましては、先ほど交付させていただきました委嘱状のとおり、委嘱の日から令和7年11月30日までとなっております。審議会委員となられました皆様には新城市の附属機関として、市の都市計画に係る事項について調査・審議などを行っていただきます。

続けて次第の1、会長の選出につきましては、条例第5条第1項で学識経験を有する者のうちから選挙により定めることとしており、方法については、運営要綱第2条第1項で無記名投票で行うとしています。また、同条第3項には委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができることとしています。今回の会長選出につきましては、時間の都合もあることから指名推薦の方法としたいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がありました。それでは、指名推薦によって会長選出を行いますので、お手元の委員名簿の1号委員、学識経験を有する者のうちからどなたかご推薦をお願いします。

（推薦無し）

特にご推薦がありませんようでしたら、事務局から推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、事務局から推薦させていただきたいと思います。会長には都市計画制度にお詳しく、前任期においても会長を務められました愛知大学教授の戸田委員を推薦させていただきます。

他にご推薦はございませんでしょうか。

他に候補者がございませんので、新城市都市計画審議会会長に、戸田委員を選出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。ご異議なしと認め、新城市都市計画審議会会長を戸田委員をお願いすることといたします。戸田委員におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 参事 金田浩司）

ただいま、戸田委員が会長に選出されました。戸田委員、会長席にご移動をお願いします。
それでは、戸田会長からご挨拶をお願いいたします。

戸田敏行会長

改めまして皆さんこんにちは。会長を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。私自身は広域計画が専門です。新城を含めた三遠南信の計画についてこれまで携わってきました。新城の都市計画については都市計画マスタープランから関わらせていただきました。新城の都市計画については、都市計画区域という従来都市計画を行う区域とそれ以外の区域を含んで地域を考えていく必要がありますので、より地域や生活に根差した都市計画が求められると思います。また人口の減少が激しいことも踏まえて、よりよい新城の都市計画を考えていきたいと思っていますので、委員の皆様のご意見をお願いいたします。よろしくをお願いします。

司会（都市計画課 参事 金田浩司）

ありがとうございました。続いて事務局より進行をお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

続きまして、条例第5条第3項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員を戸田会長に指名していただきます。

戸田敏行会長

それでは、会長職務代理者には、審議会委員の就任期間も長く、前任期でも職務代理者をお願いさせていただいた前澤委員を指名させていただきたいと思っております。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

ありがとうございました。会長職務代理者に前澤委員を指名していただきました。前澤委員におかれましては、会長不在時などに会長職務の代理をお願いいたします。

つづいて、本日の議事録署名者につきまして戸田会長に指名をお願いいたします。

戸田敏行会長

それでは、議事録署名者には、加藤委員と竹下委員を指名させていただきます。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

議事録署名者には加藤委員と竹下委員が指名されました。会議終了後、事務局にて議事録の作成をいたします。加藤委員、竹下委員におかれましては、議事録の作成ができましたら改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 参事 金田浩司）

それでは次第2議事に入ります。戸田会長、取り回しをよろしくお願いいたします。

戸田敏行会長

それでは、議事に入ります。本日まで審議いただきます議案は、第1号議案 第2次新城市都市計画マスタープランの一部改定についての1議案になります。この議案につきまして、新城市より諮問されておりますので新城市都市計画審議会としての意見をとりまとめたと思います。それでは事務局から議案の説明をお願いします。

事務局（都市計画課 係長 夏目治泰）

都市計画課の夏目です。よろしくお願いします。それでは第1号議案 第2次新城市都市計画マスタープランの一部改定について説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。説明につきましては、パワーポイントに沿って進めさせていただきます。本日お配りした資料の末尾にパワーポイントのスライド資料も付けさせていただきましたので、見にくい場合にはそちらもご確認いただければと思います。

議案としましては都市計画マスタープランの一部改定になりますが、まずは簡単に都市計画マスタープランについて説明をさせていただきます。市町村都市計画マスタープランについては、都市計画法第18条の2において定めることとされている、市町村の都市計画に関する基本的な方針になります。この市町村都市計画マスタープランについては、市の総合計画や愛知県において定める都市計画区域マスタープランとの整合が求められるほか、市が定める都市計画についてはこの都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。市が定める都市計画としては、例えば用途地域や都市計画道路などの都市施設、地区計画などが該当し、その決定の際には、都市計画審議会に都市計画（案）について付議させていただいた上で、市長が決定するものとなります。

本市における都市計画マスタープランとしては、合併後の平成20年9月に第1次となる都市計画マスタープランを策定し、令和2年3月に計画期間末を令和13年度とする第2次新城市都市計画マスタープランを策定・公表し、現在運用を行っています。

今回の一部改定については、策定後に市の施策を推進するために必要となった事項を都市計画マスタープランへ追記等するものであり、全部改定や総見直しを行うものではありません。

今回の一部改定の主な内容としましては3点になります。画面に表示しています①から③のとおり、市民病院の再整備に係る記載の追加、市の施策として推進する木質バイオマス施設に係る文言の補強及び優良田園住宅制度の追記です。④につきましては確認された時点・誤字修正を行うものです。

それでは具体的な改定の内容等について説明をさせていただきます。画面と併せまして、先にお配りしています資料1-1第2次新城市都市計画マスタープランの一部を改定する事由及び資料1-2をご覧ください。まず、①市民病院の再整備に係る記載の追加についてですが、本市では現在市民病院の再整備について市民病院総務企画課が中心となり検討を進めています。現在、移転新築の方針及び市街化調整区域も含めて検討していく方向性となっておりますが、現都市計画マス

タープランには市民病院に係る記載がありません。移転の候補地として市民病院は新城市の病院のみならず東三河北部医療圏での基幹病院であることや、緊急輸送路沿いであること、新城市消防本部の位置関係から、国道151号沿線等の市街化調整区域も含めた適地での検討が可能となるように記載を追記します。具体的な追記については資料1-2の左欄の改定(案)のとおりです。今回の追記部分と都市計画マスタープランにおける将来都市構造の市の中心核の位置づけをもって市の都市計画上の位置づけを持たせることができると考えています。また、資料1-2の裏面、都市計画マスタープランでの78ページについては第5章重点施策の設定になります。重点施策として151号沿道の商業利用を促進するとしていますが、その記載のなかに151号沿いが一部では病院通りと呼称されていますと病院の立地に関しネガティブなイメージの記載がありますので、そちらを目立ちますの表現に修正します。

次に、②市の施策として推進する木質バイオマス施設に係る文言の補強についてになります。画面に併せ資料1-1及び資料1-3をご覧ください。この改定につきましては第2次新城市森づくり基本計画における地域材の利用拡大と新たな木材需要の創出及び森林資源のエネルギー利用を推進するために林地残材などの木材活用やそれを活用する施設を位置づけるものとなります。森づくり基本計画においては新たな木材需要の創出と森林資源のエネルギー利用を推進するために木質バイオマスの活用や木質バイオマス施設を位置づけていますが、現都市計画マスタープランにおいては林道整備等をもって森林を整備するなど、山林のみに焦点のあった記載しかないため、林地残材等を搬出する仕組みや施設整備などの記載をし、補強するものです。資料1-3、都市計画マスタープランにおける第2章まちづくりにおける主要な課題において市域の約8割を占める森林が環境面、産業面においてそれぞれ有効に活用されていない課題を追記し、資料1-3裏面になりますが、第4章の環境の方針に施策に係る追記を行います。

次に③優良田園住宅制度の追記になります。画面に併せ資料1-1及び資料1-4をご覧ください。本市では平成24年度より優良田園住宅制度を活用しています。市の計画においては住生活基本計画にのみ優良田園住宅制度に係る位置づけがありますが、住生活基本計画については令和7年度末までの現計画期間満了をもって廃止することいたしました。これは優良田園住宅制度以外この計画に基づき進めている事業が市内にないことから廃止をするものです。しかしながら、優良田園住宅制度については今後も運用していく必要があるため、都市計画マスタープランに追記を行います。実務においては、本市の優良田園住宅制度については地区計画の決定がそもそも必須であるため、従前の地区計画等という記載でも含まれるものと解せられますが、位置づけをより明確にするため追記を行うものです。

次に画面に併せ資料1-5をご覧ください。こちらにつきましては確認した時点・誤字等を修正するものになります。都市計画マスタープランでの50ページ、2-5環境に関する課題の4点目になりますが、都市計画マスタープラン策定後に条例化し義務付た太陽光発電設備等の設置手続に関する条例に基づく届け出等について過去形の文書に時点修正します。また同資料中の2-6産業に関する課題の2点目になりますが、さらになるを更なるに修正します。

資料1-5の裏面になります。都市計画マスタープランでの70ページの(4)その他、クリーンセンターに係る記載部分になりますが、都市計画マスタープランの他ページでは西暦(和暦)としていますので表現を修正するとともに、稼働開始が平成11年となっていました、正確に

は平成12年2月に稼働していますので修正します。以上が具体的な改定(案)の内容になります。

続きまして、改定(案)の作成に係り実施しましたパブリックコメントの結果等について報告させていただきます。この一部改定(案)を作成するにあたり、新城市パブリックコメント手続要綱に基づき、10月31日から11月29日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見を募集しましたが、結果としまして、意見提出者はいませんでした。

そのため、本日都市計画審議会へ諮問させていただいている改定(案)についてはパブリックコメント前の改定(案)と相違ありません。また、あくまでも参考レベルのご報告とはなりますが、都市計画課窓口での閲覧者は期間中0名、パブリックコメントのHP閲覧数は期間中54アクセスでした。

最後に今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日、都市計画審議会へ第2次新城市都市計画マスタープラン一部改定(案)について諮問させていただきました。今後は、本日頂戴しますご意見を参考とさせていただきながら、一部改定(案)について再考等させていただき、年明けの1月中に改定の手続きを行い、公表を行いたいと考えています。以上が今後のスケジュールとなります。

事務局から議案に関する説明につきましては以上となります。

戸田敏行会長

第1号議案について内容説明が終了しました。第2次新城市都市計画マスタープランの一部改定の説明内容に関し、ご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方は、挙手をお願いします。

丸山隆弘委員

確認になりますが、2点目の木質バイオマスについて文言の補強ということで説明がありましたが、補強するということは具体的にどういうことですか。

事務局(都市計画課 係長 夏目治泰)

資料の1-3の裏面をご覧ください。現行については市域の約8割を占める森林は温室効果ガスの吸収源となるなど地域環境にとって重要な役割を果たします、間伐等による森林管理や林道等の整備など、十分に機能を発揮できよう検討します、と記載がありますがこちらについては山林自体にのみ焦点のあった記載になります。山林のみに焦点のあった記載ではなく、山林の外に林地残材などを持っていくことについてもよめるよう、改定案のように記載し、林地残材の搬出や施設整備について文書の補強をさせていただいたと言う意味です。

丸山隆弘委員

都市計画マスタープランの中で補強するというのが、どういった意味合いを持つのか。どういった効果があるのか。どういった都市計画の発展性ができるのか。現状、湯谷温泉で薪ボイラを運転しているが、木質バイオマス発電等を含めた目標値のようなものがあるのであれば教えていただきたい。都市計画的な効果を確認したい。

事務局（都市計画課 係長 夏目治泰）

都市計画としての効果について説明をさせていただきます。新都市の森づくり基本計画においては木質バイオマスの活用といったことがうたわれています。丸山委員からお話いただいたとおり、現在薪ボイラを活用していますが、森林課としては今後木質バイオマスに力を入れていきたいといった思いがある状況です。また、現に市内の一部で木質バイオマスに興味を持たれている事業者もいる状況になります。この都市計画マスタープランを改定することで木質バイオマスにかかる都市計画としての位置づけができれば、今後都市計画提案制度を活用した地区計画の決定を検討することができるかと考えています。

戸田敏行会長

地区計画にかかる部分について、もう少し詳しく説明をしてください。

事務局（都市計画課 係長 夏目治泰）

第2次新都市都市計画マスタープランについては令和2年3月に策定をし、現在運用を行っていますが、それと同時に本市の広域な市街化調整区域の土地利用を有効に行って行きたいという考えのもと、市街化調整区域における地区計画ガイドラインを定めさせていただいています。地区計画を都市計画決定することによって、建築規制の強い市街化調整区域であっても地区計画に沿った内容であれば開発などが可能となります。この改定が進み、市の施策とも合致するものとなれば地区計画をもって市街化調整区域内での木質バイオマス施設の立地を進められるかと考えています。

戸田敏行会長

多面的に広げていくということになると思います。

竹下修平委員

1点質問します。第2次新都市都市計画マスタープランについては策定時に都市計画区域マスタープランや国土利用計画に即した形で位置づけられたものと思いますが、今回の一部改定をするにあたり、国や県などの確認作業を行ったのかどうか教えてください。

事務局（都市計画課 係長 夏目治泰）

本年の9月4日に県庁に伺い、愛知県都市計画課の土地利用グループ及び調査・企画第1グループと協議調整をさせていただいています。

戸田敏行会長

ほかに質問がないようであれば、質疑等を終了し、これより審議会としての意見をとりまとめたいと思います。個別には多少説明を付加するようなご意見もございましたが、全体として一部改定に対する反対意見は無しということで、本審議会としてとりまとめる意見としては、「一部改

定については妥当」と言うことでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。異議無しとのご意見をいただきましたので、一部改定については妥当ということで、本審議会の意見とさせていただきますと思います。以上で本日の議事案件は終了しました。なお、本日審議会に諮問された案件の議決報告につきましては、文書作成の後、新城市長宛てに報告・提出しますので、ご承知おきのほどよろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。円滑な審議会運営にご協力賜りまして、誠にありがとうございました。

【議事終了】

3. 報告事項

1) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の見直しについて

- ・優良田園住宅に関する県内他市の事例はあるか。

県内ではみよし市、犬山市で運用されている。犬山市において動きがあるようであるが、大きなものはないと認識している。県外になるが三島市においてはインター周辺に大型の優良田園住宅の事例がある。

追加) 市街化調整区域における地区計画ガイドラインの見直しについて

- ・用途を追加予定の木質バイオマスやデータセンターについては、ガイドラインのどの部分に追加する想定か。

ガイドライン最終頁の地区計画の類型中、工業系の制限内容の建築物の用途に追記することを想定している。

4. その他

(閉会 午後4時)

以上、本議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名者はここに署名する。

令和 6年12月25日

新城市都市計画審議会

会 長

戸田 敏行

議事録署名者

水 藤 栄 志

議事録署名者

竹 下 修 平
